

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成25年9月6日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	佐藤茂
	委員	松本正美	委員	戸谷裕治
	委員	山田新太郎	委員	菊地久
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	政策推進室 推進長	伊藤芳樹	政策推進課 推進長	黒川静一
	総務部長	加藤恒弘	総務部 総務課 兼 総務課長	江上文啓
	安心安全課 安全長	岡村智彦	民生部長	佐藤一夫
	民生部 兼 環境課長 兼 民生課長	上田実	民生部 兼 健康推進課 兼 民生課長	川合保
	民生部 兼 子育て推進課長	鈴木利彦	高齢介護課 介護長	能島頼子
	住民課長	伊藤満	産業建設部 建設長	水野久夫
	産業建設部 兼 まちづくり推進課長	志治正弘	教育長	石垣武雄
	教育部 兼 教育課長	鈴木智久	生涯学習課 学習長	江場満
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事務局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第39号 表彰について 議案第40号 蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について 議案第43号 字の区域の設定について			

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

本日は定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は3件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔、明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

最初に、議案第39号「表彰について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明についてはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号「表彰について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、民生部長を除き、部長、次長、課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩といたします。

(午前 9時05分)

○委員長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時07分)

○委員長 吉田正昭君

次に、議案第40号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

まず、質問をいたします。

この条例改正、地方自治法の税条例の改正に伴って今回こういうふうに出されたわけですが、そこで該当の問題についてお尋ねをしていきたいと思いますが、この延滞金というのは、納めていない人が何人おって、該当者がおるのかなど。そして、今回このようなことによってどういう形で救われるのかなど。それから、現在の未納の問題でありますけれども、未納金というのは一体どのぐらいあるのかなど。その点について一遍お尋ねをしておきたいと思います。

○高齢介護課長 能島頼子君

まず、延滞金についてなんですけれども、延滞金は、滞納者が期限を過ぎたときに発生してきます。納められるものを過ぎたときに発生してきます。延滞金というのは、その滞納者が全部保険料を納めたときに、最後に納めるときに延滞金を収納しますので、延滞金というのは、ずっと保険料が残っている場合はまだ計算をしませんので、発生してきません。ですので、延滞金は何人いるかということは、現状では今はっきりした数字は出てきません。ただ、滞納者については、平成24年度の滞納者については、後期高齢が実際には15人、それから介護保険については203人ということになっています。

それから、平成24年度に延滞金を納めた方というのが、介護保険では1人、それから後期高齢のほうでは8人ということになっています。

それから、この制度ができることによって救われるか、どういったことが救われるかということですが、率の下がりますので、改正前は日銀の基準割引率に4%足したものが、改正後は短期貸出約定金利に1%を足したものというふうにならざるを得ないので、延滞金の

率が下がりますので、金額的には下がります。

実際に例で示しますと、10万円を延滞しますと、初めの1カ月間は4.3%なので353円、それから、その後に1カ月過ぎますと4.3%が3%に変わりますので、それを計算していきますと、改正前は1,200円、両方合計しますと1,500円という延滞金がかかりますが、改正後、率で計算しますと10万円が、初めの1カ月間は3%としますと246円、それから1カ月後は上がりまして9.3%になりますので764円で、1,000円になります。改正前は1,500円だったものが改正後は1,000円になりますので、差し引き、延滞金は500円マイナスということになります。500円は、支払う方に対しては助かるということになります。

それで、24年度の今の後期高齢が1件、さっきありましたというふうに言いましたけれども、1,500円支払っていただいていますけれども、改正後になりますと900円になりますので、延滞金は1,000円未満はいただきませんので、ゼロということになります。

介護保険は8件でしたので、1万4,000円いただいておりますけれども、改正後になりますと8,900円というふうに金額が下がります。

それから、未納金がどれぐらいあるかということですが、合計で、後期高齢が173万7,400円、それから介護保険が1,536万7,570円ということになっております。

以上です。

○委員 菊地 久君

滞納対策特別委員会が昔できまして、町税等々についてはわかりやすいし、これは当然払ってもらわなくてはいかんという気持ちは強くてなんです、こういう後期高齢者の医療に関するこの介護保険というのは、非常にどうなのかなという気はしておるんですが、それは別にいたしまして、現在、これも滞納、未納金が今あるわけですが、どういう人たちが未納になっておるのかなと、中身をなっておるのかなと。そして払えないよと、町税や何かは払えないよという、実態や何か見て、あなた固定資産税があるじゃないかとか、こうじゃないかとかいうようなことがあったりして、非常に滞納対策について問題を起こしたり、また、貯金があるじゃないかと、貯金も押さえて納めたとか、取られちゃったとか、いろいろ税の問題については今大きな問題出てきておるんですが、特にこの後期高齢者医療に関する介護保険料というものについては、非常に切実に生活実態からいって、年齢からいっても大変だなということはあるんですが、これだけの未納金があつて、じゃどうやって処分をされるのかなと。これは滞納した人に対して、延滞金の問題をちよこつと額が下がるんですが、要は払えるか払えないかなんですよ、問題は。生活実態がどうなっておるのかなと。その辺を私はちょっと心配だったもんですから、実態を調べたかったわけでありませう。

そこで、この滞納というのは、例えば何年でもそのままなのか、納められなんだと、じゃ去年の分がことし、ことしの分が来年ということ、何年も何年もじゃなくて、どこかの時点で払わないと滞納処分をしちゃうんですよ、処分を。そうすると、それまで全く関係な

いよとかね、なりはしないかだとか、それから、やっと納めるようになったと、納められたよと、そのときに滞納しておる延滞金をパーセント今まで掛けて、それがちょこっと下がるだけでありますので、そのままずっと滞納している、処分してもらったほうが楽じゃないかとか、そんなような実態があるような気がしてならないんですが、この滞納の処分というのは、こっちの関係、町税じゃなしに、期限があるんですか。あったときに、今、さっき24年度1人だけあったという、その1人というのは金額的に幾らの金額で、幾らその人を該当すると滞納の延滞金のパーセント下がることによって、それを今度該当、合わせてみたときに、幾らぐらい助かる条例になりますよと、そのことをわかりやすく、ちょっと具体例を挙げて言ってもらえんでしょうか。

○民生部長 佐藤一夫君

細かな数字はまた後ほど課長のほうから説明させていただきますが、おっしゃいました滞納になる理由でございますが、いろんな方がいらっしゃいます。例えば、介護保険のほうですと、自分はサービス受けるような世話にはならないとかおっしゃる方もいます。それから、保険料自体はその世帯やご本人の収入の中から当然算定をいたしておりますが、今の生活ではとても払えないとおっしゃる方もいます。それから、たまたま忘れておったというような方もいらっしゃいます。

後期高齢者医療のほうは、医療ですから、医療機関に行きたいときにすぐ関係してくる話でございますが、そちらのほうは滞納の方はうんと少ないという感じは持っております。滞納の部分がどうなるかというお話でございますが、納付期限を過ぎましてから20日間経過、いたしますが、それから2年の経過で時効という形になりますので、毎年度3月議会の折に全員協議会で不納欠損という格好でご説明をさせていただいておりますが、介護保険料も後期高齢者医療保険料もそこで古いもの、それから受け入れしないほうが続いてできるものを除いて、そこで不納欠損という形で書き出していただいておりますということが現状でございます。

それから、延滞金といいますのは、保険料、本来の保険料を滞納した場合に、それにかかってくる利子という、そんな考えでございますので、先ほども課長が答弁をさせていただきましたが、期限ごとに計算をします。ただ、納期限ごとですと非常に計算がややこしくなるという意見が1つと、それからもう一つには、その時点で計算をして延滞金をお支払いをいただいても、本来の保険料が残っておれば、そちらのほうはずっと滞納の日数としては加算されていきますので、全額という場合は別にしましても、部分的にお支払いをいただくという場合には、まず延滞金ではなくて、本来の保険料のほうを納めていただく形をとっていきます。そうしませんと、その延滞金の部分がふえていってしまいますので、ということから、基本的には全部納めていただくという段になったときに、それまでの延滞金を確定しまして、一緒にお支払いいただくという形をとっておりますので、それで1年間を通した延滞金の実

際のお支払いというのが非常に件数が少ないというのが一つ。

それから、もう一つには、1,000円未満が実際には延滞金をいただかないということがあります。ですから、保険料が低い方々では、少しの月数滞納されても延滞金の計算上、いただくような1,000円以上になってこない、これがほとんどの場合であるというふうに思っております。

例で、10万円の保険料の場合というようなことで先ほど申し上げましたが、介護保険料の段階の一番高い方の1年間の保険料が、手元にちょっとあれですが、10万円を少し切るところが一番高い方だというふうに思っておりますが、その方でも2カ月滞納されておった場合で1,000円ぐらい、先ほど説明の金額ということでございます。

それから、後期高齢者のほうは、これは広域連合全体の話になるんですが、最大55万円保険料かかっておる方がどこかにおいでになります。蟹江町の方はそんな方がいらっしゃらないと思っておるんですけども、そちらのほうはもともとの保険料が大きいもんですから、滞納されていくと延滞金の額はかなりふえてくるのかなと。

ただ、先ほど申しましたように、医療につきましては広域連合のほうは、やはり皆さん公平にいただくということと、それから、保険料を納めていらっしゃる方と納めていらっしゃる方と同じではという部分がありまして、滞納が続く場合には短期証といいまして、保険証の有効期間が短いもの、そういう取り扱いをするようにと、そういうことになっております。現在はそういう方は蟹江町にはいらっしゃいません。

さらには、その短期証を出ささせていただいて、電話ですとか来ていただいたり、あるいは場合によっては訪問したりというところで納めていただく話をしていく中で、どうしてもダメな場合は、最後には資格者証というものに変わっていくというんですけども、それらも最後、そこに至る前にきちっと滞納対策やれということを広域連合から言われておりますので、何とかそこで食いとめ、その手前で食いとめられるような形でということで努力はいたしております。

それから、介護保険のほうにつきましては、滞納の期間によって、それからさっき申しました不納欠損になった場合は、これは納めることはできないことになりまして、そういう方たちが後に介護の認定を受けてサービスを受けたいとおっしゃった場合には、全部を納めておった方とやっぱり当然差が出ます。それで、例えばご本人の、利用者ですね、サービスに対する利用者の負担が本来なら1割のものが3割になったりですとかという給付制限という形をとります。ですから、窓口で保険料を納めんと、何で納めないかというようなことをおっしゃる方には、皆さん公平にいただいておりますということと、それからサービスが必要になったときに使えなくなりますよと、給付制限というふうなことになってしまいますよという説明をさせていただきながら、何とか少しでも滞納の方減っていくようにということでやっておりますが、なかなか窓口ですとか電話ですとか、そういった対応だけでは難しい

ものがあるやもしれませんが、ここ数年間ぐらいは、大体年度決算でいいます未収金というのはそんなに変わらないという程度のところに来ておるかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○高齢介護課長 能島頼子君

滞納額ということで、先ほど介護保険だと1,536万7,570円というふうに説明をさせていただきましたが、そのうちの不納欠損として293万6,270円を3月で処理しておりますので、その方たちが219名みえるんですけれども、その方たちの金額を差し引いた1,243万1,300円が25年度の滞納調定額ということになっています。25年度はその金額が、今少しずつですけれども納めていただいているという現状です。

それから、後期高齢のほうは、先ほどの金額から不納欠損額が13万6,000円で処理をさせていただいております。これが5人分の方の不納欠損処理させていただいております。先ほどの173万7,400円から13万6,000円を引いた160万1,400円が25年度の滞納調定額となっています。

以上です。

○委員 菊地 久君

言葉で数字は難しいですが、さっき、まず、この延滞金の問題で1人該当者、24年度あったでしょう。それから、後期のほうで8人あったとおっしゃったものですから、実態をもう少しわかりやすく、決算のときにも申し上げますけれども、きょう言ったようなことを数字でわかりやすく出してください。その1人というのはどんな金額の方かなと、それから、8人はどういう金額なんですかねと、延滞金を、みんな正直言って難しく、延滞金を払ってくればまあいいかなと思うぐらいで、ほとんどそんな知らんでおるうちに不納欠損のほうへ、不納欠損のほうで処理をなるべくしちゃって、それから、さっき話があったように、わしはもうこの介護保険と言ったって、やってもらいたくないで、払いたくないわだとか言ったりして払わん人がおるわけですよ。おらんところそれでいいんだろうかと言って、大変この介護保険や後期高齢者問題がもっときちんとしていかないと大変な時代に入ってきておるんですね。該当者なのに保険料を払っていないで、頼んでも頼めれんだとか、1日来てもらって、例えば炊事だとか、1時間当たり幾らだとか、掃除だとか、業務によって値段が違いますけれども、絶対これからふえてくることなんですよ。だから、余分なものだという意識ではなしに、これは今後の老人というか、ひとり暮らしだとか、家庭的な問題いろいろありましようけれども、今後これを物すごく充実をしていかなきゃいかん時代に入ってきておるもんですから、その前面の金の問題でなかなか理解もできませんでしょうし、立ち会ったり毎日おる担当者との間だとかいう間でのご理解だとかがないといかんと思ひまして、税のときは我々議会でございますので、滞納のされておるのは何でなのと、その滞納者につ

いてはどうしたらいいのと。預金がもし調べたらあったから、預金通帳を差し押えして取っちゃたと、そうしたら、私は飯も食えなくなって死んじゃったとか、これは蟹江であったことじゃありませんよ。全国版でどーんと載ったりしておる時代の流れがあるものですから、そんな形が蟹江で起きてはいけませんもんですから、常にそれぞれが気を使って、実態がどうなっておって、それをどうしたらいいのかなというようなことが大事だったもんですから、ただ、これは地方交付税法の改正ですので、もう決まっちゃっておりますし、今回出されたの何もそのままでございますので、そういうときにそうですかでは議論になりませんでしたので、あえてここでも質問させていただきましたし、また、決算のときにも言うかもしれませんが、わかりやすく、今私が言おうとすることと、皆さんのほうでわかってもらいたいというようなことをやっぱり整理をして、お互いに理解を深めていくということが大事なことでございますので、ぜひわかりやすい資料などをそろえておいて出していただきたいということを要望を申し上げて、私の質問は終わります。

○民生部長 佐藤一夫君

今おっしゃられました資料のほうは、提出をさせていただきたいと思います。

○委員 高阪康彦君

いつもこういう国からの税法の改正出てくる文書で思うんですが、これを読んで理解できる方はまずいないと思うんで、もう少しわかりやすく書いてほしいなというのと、ちょっとお聞きするんですが、この年14.6%の延滞金というのは罰則の意味もあって非常に高い。だけれども、高利貸しだね、これ。これが余り高いもんだから安くするというような国のほうもしたんですけれども、この中で、当該特例基準割合とここに書いてあるけれども、その年の商業手形の加算したという、これは今何%、要は聞きたいのは、今負担金で年14.6%のやつが何%、その当該基準割合というのは今現実には何%かと、それに7.3%加算した割合だから、実際何%かということと、その下の2番、年7.3%延滞と2つ書いてあるんだけど、この2つの差というのは、1番の人はどういう人で2番の人はどういう人だということ、これわかってみえる人に私教えてほしいけれども、住民に聞かれたときにこれは説明しなければいけないですけれども、簡単でいいんですよ。だからいつも思うんですけれども、わかりやすいように、議員が見ても、具体例、さっき菊地さんが質問したときに具体例で言われると、10万円が例えば1,500円が1,000円になりますよというような非常にわかりいいんですけれども、実際、年に何%になるのか、現実に今、例えば、ことしは当該基準割合というのは何%で、何%足したから、ことしは例えば、延滞金は10%だとか12%になるわけ。そうすると、1と2の、2の人は7.3%、これはどこが違うんだというのを教えてください。

○民生部長 佐藤一夫君

まず、2番のほうなんですけど、納期限を過ぎた後、1カ月以内が2番のほうの適用になります。2カ月を超えていくと1番のほうになります。

(「1カ月が2番」の声あり)

はい、1カ月以内。それで、この割合でございますが、1番のほうは14.6%であったものが、さっきおっしゃいました当該基準割合というのは現在2.0%でございます。これに7.3%加算いたしますので、合計9.3%。それから、2番のほうは、年7.3%のものが2.0%に年1%加算になりますので3.0%ということになります。

○委員 高阪康彦君

よくわかりました。ちょっとつけ加えると、非常に僕ら質問しなくてもいいもので、改正要点というのは多分公文書ここに書いてあるんだけど、いま一つわかりやすいのをちょっとつけ加えるとありがたいかなと思うんですが、要望だけお願いします。よくわかりました。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第40号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

ここで、民生部長、次長、課長の退席を許可します。

入れかえのため、暫時休憩といたします。

(午前 9時35分)

○委員長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時37分)

○委員長 吉田正昭君

次に、議案第43号「字の区域の設定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

恐縮でございますが、補足説明を若干させていただけたらとそんなふうに思います。今回この事業を実施するに至った経緯ですとか、あと手続関係、皆様方の手元にお配りいたしま

した手続関係について、若干補足説明をさせていただきたいと思いますが、説明については課長のほうから説明させますのでよろしくお願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

それでは、私のほうから補足の説明をさせていただきます。

まず、この区域の町名地番変更の経緯についてでございますが、まず最初は、平成22年7月にこの地区全体の同意率が43.6%でありました。平成24年2月の町界町名設定推進委員会で、同意率は大字蟹江本町の部分の住民の方のみで算出することとするという、そういった旨の答申がなされまして、同意書の再集計を行った結果、80.7%になりました。町が定めるおおむね8割という数字をクリアをいたしまして、平成25年2月8日に7つの町内会長のお名前で実施の要望書が町のほうに提出をされました。

これをもちまして、平成25年2月20日に開催をいたしました町界町名設定推進委員会において、大字蟹江本町字何とかノノ割という古い地名のほうが、現在の本町何丁目というふうに入るといふことが決定をいたしました。

そして、ことしの6月の全員協議会において、議員の皆様にも設定区域の概要、事業の必要性、規模、各種手続、工程表、そういった内容についてご説明をさせていただきました。

その後、ことしの7月7日になりますが、産業文化会館におきまして地元の説明会を行い、地元住民の皆様にも町名地番変更の経緯、概要、手続等につきまして説明をさせていただきました。その説明会では、豊台団地は本町何丁目になるのかとか、社会保険の手続はどうしたらいいのかとか、新住所はいつから適用されるのかとか、地番変更の証明書は何枚送られてくるのかとか、そういった質問が出されました。それについては、それぞれこちらのほうからご説明をさせていただいているところでございます。

その後、ことしの8月16日に開催をされました町界町名設定推進委員会におきまして、この地区の町界町名について再度説明をしまして、全会一致でご承諾をいただいているところでございます。

次に、お手元に追加の資料として提出させていただきました町名地番変更に伴う手続についてご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの資料になります。3番になりますが、この資料の左側が役場で変更するものということになっております。主なものとしましては、住民票、印鑑登録、戸籍簿、登記簿の表題部、固定資産税名寄帳兼課税台帳、そういったものがあります。これらにつきましては、町のほうで変更をいたしますので、特に住民の皆様にも手続をしていただくという必要はございません。

次に、この資料の右側のほうになりますけれども、住民の皆様が自分で変更手続をしていただくものになります。こちらの中の重立ったものだけちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

まず、土地建物等の所有者の表示変更の登記がございます。先ほど言いましたように、表題部につきましては役場のほうで変更いたしますが、所有者に関する事項の所有者の住所に関しては、本人が変更の登記の申請を法務局においてしていただくかなければなりません。ただし、いつまでというそういった期限はございませんので、相続や売買、そういったものがあつたときに、登記簿が必要になったときに申請をしていただければよいかと思っております。

次に、運転免許証になりますけれども、免許証をお持ちの方につきましては、免許証と住民票または町名地番変更の証明書、印鑑を持っていただきまして、蟹江警察署へ変更の手続をしていただくこととなります。

なお、町名地番変更証明書につきましては無料で役場のほうで交付をいたしますが、住民票の交付につきましては1通200円の手数料が必要となってきますので、その点だけご注意くださいをお願いをしたいと思います。運転免許証につきましては、最近本人確認として使う機会がふえております。そういったこともありまして、できる限り速やかに変更手続をしていただくほうがよろしいかというふうに思っております。

次に、年金手帳ですけれども、こちらは国民年金加入中でオレンジ色の手帳をお持ちの方は役場の保険医療課で、厚生年金の加入中の方は勤務先で手続をお願いをしたいと思います。

また、近隣の銀行、信用金庫、郵便局、農協、そういったものの住所の変更の手続でございますが、届け出の印鑑、通帳、免許証または保険証などの本人を確認するもの、それから、役場から送付されます町名地番変更証明書、この4点がありましたら、金融機関において手続が可能でございます。

これらの手続ですけれども、来年の1月11日、この日が施行日ですが、1月11日以降に新しい住所に変わってから手続のほうを行っていただくようお願いをいたします。

また、町界町名の設定区域と町内会につきましては組織が全く別物でございますので、町内会においては現在のままから変わることは一切ございませんので、よろしくをお願いをいたします。

少し長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

○委員 山田新太郎君

これは、一番初めにいただいておるものですがけれども、別図1があつて別図2があつて、それからカラーのものがあるんですけれども、これ最終的に字が決まるのはカラーのほうなんですか。

○政策推進課長 黒川静一君

まず、別図第1というのがこれまでの現在の、今の字の区域図になっております。別図第

2というのが今回新しく変わった後の、変更後の町名地番という形になっております。このカラーのものなんですけれども、変更前と変更後のものをちょうど重ねたような設定図となっております。それをわかりやすくするために、それぞれ何丁目というところに色づけをさせていただいて、見やすくさせていただいたというのがこちらのほうの字区域設定図のカラー図ということになっております。

○委員 山田新太郎君

そうすると、ソノ割だとかヨノ割だとかウノ割だというのはそのまま残るわけですか。なくして別図の2になって、ソノ割だとかヨノ割というのは全部消えて、そこの中の、例えば本町9丁目何番地と全部なってくるんですか、ソノ割とかなくなって。それじゃいいわ。俺もそうだと思う、ソノ割だとか残しとったら何の意味もないもの。結論は、別図の2のようになって、全部9丁目に当たるところは全部9丁目何番地という形になる。それじゃいい。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

○委員 菊地 久君

懸案事項がこんなにスムーズに解決したということは非常によろしいことなんですよね。いろいろと至難な、土地改良区との関係だとかいろんなものがあって大変だったと思いますけれども。

そこで、8月16日に委員会でこういう案で行きましょうよということで決まったようでございますが、主に最後の委員会の委員さんというのは、我々正直言って知らないんですけれども、どんな方々が中に入っていたのか。

それから、2つ目には、委員の皆さん方から何かご意見だとか要望というものが出されておるのかどうなのか。

それから、3つ目には、町内事ではございませんので、こういうふうには土地が変わっても町内は変更がないんですが、大体ここで変更になったそれぞれの該当の人、人数ですね、何人ぐらいの方がこの中で該当したのかなど。該当された方が、きょう出されましたこの町界名の変更に伴って手続などが発生するわけですね。発生するときに理解をしていないと、来年の1月11日から変更するものですから、それ以降、本人が早急にやらなくてもいいと思いますが、早急にやっておいたほうがいいかなと。まず心配なのが、自分が、まず運転免許証なんです。運転免許証というのはどうしたものかなど。やってもやらなくても別に前は自然に次の更新のときに自然になるでいいよとか、やればいいよとかね。しかし、運転免許証を持つとって身分証明書のかわりに運転免許証なるものですから、早いこと変えておいたほうがいいんですよね。名前が前の住所よりも。新しい新住所のほうは身分証明書として出したときに使いやすいですよね。そういう利点もありますし、ペーパードライバーの人やいろいろおりますけれども、本人が、ではしたがって、きょういただいたこの資

料、変更の手続をとということについて、その該当された本人がわかりやすくなっておるかどうかと。知らんままなのかと。だから、本人たちへの手続はこうだよという書類の問題だとか報告だとか、また役場へ該当者来てくださいよと、ご説明をしましょうよとか、そんなようなことが今までやられるのかやられたのか、何か問題はあるのかないのか、その3つについてひとつお願いを申し上げます。

○政策推進課長 黒川静一君

まず、1つ目の委員さんの構成なんですけれども、委員さんにつきましては、商工会長さんとか土地改良区の理事長さん、議会の関係ですと議長さんと総務民生、防災建設のそれぞれの常任委員長さん、あとは農業委員会の会長さんと嘱託委員会の会長、あと、それぞれ中部電力港営業所長、日本郵便株式会社蟹江郵便局長、あと名古屋法務局の津島支局長、そういった方、あと、教育委員長と学校の小中学校校長会長様、婦人会長様、あと、一般の主婦の方と、そういった構成で委員さんのほうはなっております。

次に、そのときの意見、要望等があったかというようなお話なんですけれども、特段その8月16日の会議の中では特に意見、要望等はなかったかと思っております。

次に、この区域の人数等なんですけれども、世帯数が1,020世帯で人口が2,710名ほどということになっております。

(「該当者だよな。該当者も入れてでしょう。そんな多くはならないんだ。はい、いいよ」の声あり)

あと、何か質問等とか伺いたいようなことでこちらの役場のほうに来ていただければ、もちろんこちらのほうでそれぞれ親身になって対応させていただいておりますので、今後とも質問等があれば対応していきたいと思っております。

○委員 菊地 久君

ついでにいい。今言った該当者、そこに居住を持っておる人、豊台だとか、あるんですよそれと土地をそこに持っておる人、住んでいないけれども土地を持っておる人、該当二千何人おるとおっしゃんですが、それは家族全体で言ったんだろうと思うんですが、該当する通知を、例えばこういうふうになりましたのでおたくはとって、こういう案内なり通知を出されたのは何件なの。今言った該当者二千何百もじゃないでしょう。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

個人通知宛ては、この住民説明会をやる折に、該当者については全てお出しさせていただきました。土地をお持ちの方、それから住所をお持ちの方、それを全てお出しし、こういう住民説明会を行いますのでということで、まずはやらせていただきました。

それから、あと、その地番が決定してまいりますので、それが11月ぐらいに決定されます。その折に、また該当する皆さん方に、おたくの住所は今まではこういうふうだったけれどもこういう地番になりますという、そういう通知をそれぞれにお出しすることになります。

○委員 菊地 久君

11月ごろにそこへ案内出すということだね、結果を。

○委員長 吉田正昭君

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号「字の区域の設定について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

それでは、政策推進室長、そして課長においては退席していただきます。

今から、すみません、とりあえず進めさせていただきます。

ここで、3日の本会議において質問がありました温泉使用料について、詳細な説明を求めたい旨の申し出が委員からありました。

お諮りします。所管事務調査としてこの件について説明を求めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、説明を求めることに決定しました。

それでは、担当部長、課長の出席をお願いします。

暫時休憩とします。

(午前 9時55分)

○委員長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時58分)

○委員長 吉田正昭君

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○民生部長 佐藤一夫君

それでは、よろしくをお願いいたします。

温泉使用料についてでございます。資料のほうをごらんいただきたいと思います。

議案第46号で、一般会計の補正予算の中に総合福祉センターの需用費、温泉使用料について補正をお願いをしたところでございます。

これについてでございますが、蟹江町の老人福祉センター及び老人福祉センター分館では、町内の60歳以上の方を対象に入浴サービスを行っています。これに必要な温泉は東宝企業株式会社からの供給を受け、温泉使用料として支払いをしています。平成23年度までの支出額及び平成24年度の支出見込み額等を参考に、平成25年度当初予算として計上させていただきましたが、この予算額に不足が生ずる見込みになりましたので、補正をお願いしたところでございます。

次に、経過でございます。これは老人福祉センター分館南側にあります昔の老人憩いの家、こちらのほうでございますが、平成24年7月下旬から老人福祉センター分館の温泉量水器が示す使用料、この数値がゼロというふうになってまいりました。このゼロと申しますのは、毎日一日の利用が終わり、掃除や何か全て終わった後、大体午後5時ごろに量水器のメーターをそこに来ております、シルバー人材センターに委託をしておりますが、そちらの会員がメーターの読みを記録をしております。こういうことがありましたので、東宝企業も含めてゼロというのはおかしいというところでいろいろ協議をしたところでございます。そして、8月中旬に東宝企業株式会社が量水器の部品の交換を行っております。これによりまして、ゼロであったものが再び動くようになりまして、改善されたというふうに思っておりますが、またこれがゼロというふうにもとの悪い状態に戻ってしまったということがございまして、最終的には12月中旬に量水器全体の交換をいたしました。括弧のところでございますが、平成19年6月、それから平成20年9月にも全体ではございませんが部分的な交換をしておるということは記録でわかっております。

次に、2番目に予算不足の理由ということでございますが、量水器交換後の温泉使用料、温泉の使う量がふえたことに伴いまして、使用料金が急に増加してきたということでございまして、平成22年度は分館が、これは年間でございますが7,471立方メートル、月に約623立方メートル、本館のほうは5,278立方メートル、月に440立方メートル。23年度は6,818立方メートル、月で568立方メートル。本館は5,488立方メートル、月で457立方メートル。それから、平成24年度の本館1年度分でございますが、5,750立方メートル、月に479立方メートルでございました。24年度の分館の欄が空白とさせていただきますが、これは24年度途中でメーターの示す値がゼロになったり、それから量水器交換後にふえたりということがありましたので、平均的な数値はということがございましたので空欄とさせていただきます。平成25年度につきましては、4月から8月まで本館のほうは2,700立方メートル、月に541立方メートル。

次に、2ページをお願いいたします。年度ではございませんで、量水器交換後の平成25年1月から8月の分館のほうでございますが、8,253立方メートル、月に1,032立方メートルの

温泉を使用したということになっております。

それから、3番目に、分館の温泉使用料が増加した理由といたしましては、まず1つ目でございますが、サービス、ここですみません、字が間違っておりますが、終了、終わるのほうでございます。申しわけございません。サービスが終わった後、午後5時ごろと、それから翌朝午前8時ごろ、始まる前に、朝晩という格好で量水器の数値をシルバーの会員が確認をし、それから福祉センター職員も時折それを確認をしております。この点につきましては、夕方と朝に数値の変化はなかったということ、それから浴槽とか施設内外、目で見える範囲でございますが、漏水等、そういったことは見受けられなかったということでございます。

それで、2番目に、量水器交換前後、使用しております温泉の量がふえたとされる後とその前での関係なんです、例えば開館時間の変更、それから利用者が急激に増加したですとか、サービス内容を大幅に変えたですとか、使用料が増加するだろうというようなそういった要因はございませんでした。以前と同じような形でサービスを続けてきたということになります。

3番目としましては、温泉使用料が徐々に減少してきておりました。これは別紙の資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、次の横のほうでございます。使用料につきましては、一番下、5番目の温泉使用料、これは本館プラス分館とございますが、温泉を使っております2館両方の平成10年度からの推移でございますが、平成10年度ごろには約1,000万円、そして11年から800万円台になりまして、右へだんだんと使用料が700万円台から600万円台と減ってきました。そして、20年度から23年度までは500万円台だというのが実態でございます。

それから、前のところで申し上げましたが、この表の1番のところを見ていただきますと、本・分館の利用者数でございます。これを見ていただきますと、本館・分館を年度によりまして多少の差はありますが、さほど大きな変化はないというところでございます。特に分館につきましては、12年度から24年度まで大体11万人前後で推移しておるなということでございます。

それから2番目に、1日当たりの利用者数のところでございますが、分館のほうが一番近い24年度のところでいいますと314.5人、1日の平均利用者数でございます。

それから3番は、休所日なんです、本館のほうは日曜日、土曜日、国民の祝日、年末年始が休みでございます。分館のほうは日曜日、土曜日もやっております。

ということから、4番の開館日数でございますが、本館が約230日、分館のほうは約340日、年間でサービスを行っているというところでございます。

2ページに戻っていただきまして、4番でございますが、東宝企業株式会社は経年劣化による故障で計測不能になったと、これは12月に交換する前の話でございます。交換したことにより正確に計測されるようになって、使用料が増加したというふうに考えておるとい見

解でございました。

次に、使用料の計測値については、過去の不足分の特定は困難でありますし、東宝企業からは異議というものは出ているものではございません。こういったことから考えますと、経年劣化による誤作動、こういったことが積み重なってまいりまして、測定されてきた可能性があるというふうに考えます。ということから、量水器交換後の使用料は正しく計測されているというふうに考えておるところでございます。

次に、大きな4番の平成25年度の歳出見込み、これは予算ベースでございますが、補正前の使用料としましては、本館のほうは21万5,000円の12カ月の消費税分、分館のほうは28万円の12カ月の消費税分、合計623万7,000円を当初予算に計上させていただいたところでございます。これに本館のほうは変わらず、分館のほうを56万5,000円の12カ月の消費税というふうにさせていただきまして、合計が982万8,000円というところで補正に予算として計上させていただいたものでございます。

なお、現在もそうでございますし、今後も引き続き温泉の使用状況というところについては引き続き注視を続けますし、経費削減、それからサービスの低下にならないようにというところで努力していきたいと考えております。

申しわけございません。大きい4番の平成25年度歳出見込み、予算の欄の補正前の温泉使用料とあります。その下も同じく補正前となっておりますが、補正後でございます。申しわけございません。

ということで、補正予算に計上させていただいた理由について、経過を含めて説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

説明は終わりました。

○委員 菊地 久君

補正予算のときに質問させていただいてなかなかわかりづらかったんですが、数字の上で、これできょうの資料を出していただいたのでよくわかったんですが、1つは量水器、壊れておったと、したがって、このお金については、普通は概算でちょっと頂戴と言うかと思ったら、うちのほうに責任がありましたのでゼロでも、あとさかのぼってくださいと言わなかったということは、これは非常に喜ばしいことだと思いますので、ありがとうございましたと言わにゃいかんかどうかわかりませんが、要は、25年度の予算は24年度の実績という形で予算を組んで上げておったんですが、今回量水器が変わったことによって使用料等々で不足分が出るだろうということで900万円にしたわけですね。これで見ますと982万8,000円。当初だと見込みとして623万7,000円なんですが、今までのこの実績表を、3ページ見ますと、平成10年には1,000万円近く払っておったんですが、それからずっといって、例えばこの量水器がゼロだというのが書いてあったね、ゼロになったのは24年の1月にわかったというん

ですと、計算していくとどうもそのときにわかったのと23年と22年、ほとんど金額一緒なんで、ずっと20年からなんです。23年までが500万円ぐらいで来ているわけ。その前が700万円、600万円来ておるわけ。それで900万円一遍に使用料の金額がはね上がることが、ちょっとどういう算出かちょっと理解ができませんのですね。

実績から言うと、人間使用する利用者数でも12年からずっとやって、約13万人ぐらい、多くて13万人、13万人ぐらいで見ておけばいいと思うんですが、ほとんど変わっていないんです、利用者が。そうすると、利用者が変わっていないのに量もそんなには変わらないよ、変わらないのがわかっていますがずっと実績がありますね、本館・分館足したやつが。19年ぐらいまでは700万円ぐらいで、20年から500万円ですね。それで、見つけたのが24年のときでもこの金額が634万円出ておるもので、どうしてこんなに一遍に、合計させても900万円の予算が上げにゃならんというのが理解できませんの。900万円一遍にどうして。

そうすると、量水器というのは、どの時点から、これ見ておると16年ぐらいからもう漏水が量水器のほうがあればいいのかなと、壊れておったのかな、ずっとね。ずっと徐々に来ておったんだよと、向こうは。実際の今やっておると、メーター見ると、1カ月使うのは量はすぐわかるわけ。それ足し算計算して行ってやると、12カ月足すとこれだけの数字の予算になるよと、こういうことでいいんだね。間違いないんだね。調べたんだね。

そうすると、相当今まで東宝企業さん、えらい損しておったということだね、計算していくと、逆に言えば。だから、それだけ計算すると200万円だ300万円ぐらいもらえるものは自分のミスでもらえなんだと、10年間本来だったら3,000万円頂戴だとか言うんですね。そういうことだからね、普通は。それをうちのミスだからまあしょうがないよと、ということだね。町はこれからは今言った予算どおり計算していくかわからんよ、安くなるかどうかかわからんけれども、今の立方当たり幾らという計算が一緒だったら、単価が一緒だったらこういう数字が出ますと、だから足りん分が360万円だったかが今度補正予算で上がったんだね。そういうことだね。だったら、もう少し東宝企業さんに、向こうのミスであろう、あれ町は助かっておったもので、ありがとうございますと、これも壊れておると非常によろしいということじゃないですが、実際そういうことなんです。大きくしちゃうと今までも向こうの責任者が大変でございます、何やっておったというありますけれども、大会社だでもいいですね。

いずれにしても、我々としては、会ったときに、こういうことあったけれども、ありがとうねと言っておけばいいんだね。そういうことだね。

○委員 戸谷裕治君

そんな単純な問題でいいの、これ。今10年間でどうのこうのというのと、急激にこういう値段になるということですよ。それが東宝企業さんのおっしゃるとおりだと皆さんが納得されているわけですよ。機械の量水器というのが本当に作動してきて、それが我々が思っ

ているのは東宝企業さんのおっしゃるとおりだと。そんな単純な問題ですか、これ。東宝企業さん、ありがとうというような問題なの、本当に。10年間もほうっておく企業なの、そうしたら。そこら辺は少し。

○高齢介護課長 能島頼子君

量水器の交換というものが、今ちょっと確認したんですけれども、一度も交換がしていないということでした。分館ができたのが平成2年なので、もう30年近くその量水器をずっと使っているということだそうです。修理が19年と20年に部品の交換をやはりしているんですけれども、それ以前にも交換とかあったんでしょうかという話もお聞きしたんですけれども、ないということです。じゃ、この量水器の点検というものを東宝企業さんしてみえるんですかという質問に対しても、毎月の検針のときに点検という形でしているだけで、特に専門家を呼んで点検をしたりとかいうことはしていないということの確認をしています。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

そうしたら、19年、20年にまず単純に量水器の検査があったということですね、書かれていますよね。部品交換をしましたということを書かれていますよね。そのときの価格と比較しても、べらぼうに高くなるということだから、さっぱりわからない、僕には。

○高齢介護課長 能島頼子君

平成19年の6月に、1カ月に500、600ぐらいの数字で来ていたのが、6月に165とかいうふうな使用料になったりゼロになったりとかといったことが起こってきたので、そのときに部品の交換をしているということで、それを交換した後は大体同じような数字で500、600ぐらいということに上がってきているんですけれども、また20年に同じような状況が来ていて、同じように部品の交換をしているということで、そのときにずっと毎月600ぐらいの使用料でしたので、交換する前と変わらない数字になっていたもので、町としてもそんなものかなというふうに理解をしていたというふうに思っています。

今回24年度には、7月の終わりにゼロになって、8月の中旬に部品の交換をして、また同じような、19、20年度と同じような状況に変わったんですけれども、1カ月たったら今度はまたゼロになってしまって、そのゼロの状態が12月末まで続いているという……

○委員 戸谷裕治君

それはよくわかりましたけれども、部品交換の後にも価格が下がっているということで。ですけれども、その前の10年間見ていただくと、どういう意味かさっぱりわからなくなるね。これ平均してごらん、800万円とかずっと来ているんですが。

○民生部長 佐藤一夫君

この資料では平成10年度からにさせていただきましたが、今手元にあるのは平成7年からの分があるんですけれども、平成1年まで、平成9年が1,100万円、平成8年が1,016万円と

というようなことで、平成10年以前のところでもずっと1,000万円ぐらいのところが続いておったというのが現状でございました。

○委員 戸谷裕治君

僕は単純にここの上の利用者数とか見ていまして、これだけの価格が、急に温泉使用料が減っていっているというのはおかしいと思っていたんですよ、もともと。ですけれども、これで十何年もオーケーで来ているということは、やっぱりこれからもそういうことがまたたびたびあるんじゃないの、これから5年ぐらいずっとまたいつ。機械がぎーっとなったとか。そういうことは、こんなことはやっぱり企業としておかしいから。言っておいてもらわないと困るよね、やっぱり。いいかげんなことやっとなしに、予算として間に合わなくなるということです。

○副町長 河瀬広幸君

まさしくそのとおりでありまして、たまたま結果は、今回は我々の負担が軽く済んだわけですが、この平成10年以前からの1,000万円を含めて、だんだん経年劣化で少しずつ減ってきたというのがあると思うんですけれども、それはやっぱりメーターが普通の水道と違って不純物が多いので、どうしてもたまって精度が悪くなる、尾張温泉には再度部品交換で対応しておったんですが、その時点で尾張温泉がメーターをかえればよかったんですけれども、彼らは部品交換で済むという判断をしたんだと思うんですよ。それは2回やって、とうとうだめだったからメーターをかえた、それが当たりになったことによって普通の正当なメーターになったんで、これは私ども尾張温泉に対しては多い少ないの問題ではなくて、きちんと我々の公営施設、それから民間の施設もありますので、メーターの管理きちんとするように、戸谷委員おっしゃるように申し入れはしてみたいと思っています。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。この六百何万から三百何万もふえるというのは、本当に住民の方が見られたら、過去の数字を見られたら、ここ何年間かの、急に何でふえるんだと、そのときの説明というのは内緒にしておけとかという話ではなしに、実はこうだったと、これからどうなるんだという話になる場合がありますよね。やっぱり情報開示がちゃんと、黙って過ごすもんじゃないと僕は思います。ですから、この人数分から見ても、平成10年度以前の水準より少し下がったぐらいが普通じゃないですかというんですけれども、この期間はこうなっていましたとはっきり言える住民説明ができるようなことが大事と申し上げておるとというのが、町側としてもそういう姿勢が必要だということで、急に三百何万もぽんとふえるというのは、やっぱり簡単に説明せよという場合は難しいからね。そういうことを申し上げているだけで。

○町長 横江淳一君

今、副町長申し上げましたとおり、実は火曜日に東宝企業の社長に、実はもろもろの問題

がございましたので話し合いの申し入れをしております。この件につきましても、メーターの、例えば交換義務というのは水道法と違いましてないそうでありまして、大変申しわけないと。逆に向こうもそのようなことを言っておいでになりましたし、今後温泉の配給につきまして、もう少しきちっとやってくださいという申し入れも口頭ではさせていただきました。火曜日に再度お話をさせていただき、この件についても住民説明、決して隠蔽するつもりは全くございませんので、住民説明しっかりと、また何か機会がありましたらさせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○委員長 吉田正昭君

これで、温泉使用料については終わります。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願ひます。

これで総務民生常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

(午前10時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭